

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月1日から15年1月1日までの期間に係る標準報酬月額  
の記録について、当該期間のうち9年9月及び同年10月に係る標準報酬月  
額を36万円、10年10月に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必  
要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づ  
く厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除  
く。）を納付したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月1日から平成9年9月1日まで  
② 平成9年9月1日から15年1月1日まで

社会保険事務所（当時）にA社に勤務していた昭和63年4月から平成9  
年8月までの期間及びB社に勤務していた同年9月から14年12月までの  
期間における標準報酬月額について照会したところ、標準報酬月額が自分  
の給与支給月額と大きく相違している記録となっていることが判明した。

このため、両申立期間の標準報酬月額について、保険料控除額に見合う  
額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出されたB社の給与支給明細書により、申立期間②当時、  
申立人は同社における厚生年金保険の被保険者として、給与から当月分の  
厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、同明細書の  
うち、平成9年9月、同年10月及び10年10月分の同明細書に記載されて  
いる、当該月の厚生年金保険料控除額は、それぞれオンライン記録により  
確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する保険料額である  
ことが確認できるほか、当該月の給与総支給額は、それぞれ同記録により  
確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する金額であること  
が確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立て  
ているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間②のうち、当該3か月に係る申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成9年9月及び同年10月は36万円、10年10月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、B社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人から提出されたA社及びB社の給与支給明細書により、申立期間①及び②のうち、平成9年9月、同年10月及び10年10月以外の給与支給明細書が残存している月については、保険料控除の事実が確認できない又は給与総支給額に対応する標準報酬月額及び保険料控除額に対応する標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額ではないことから、これを上回る標準報酬月額の認定はできない。

また、給与明細書が残存していない月については、保険料控除の事実を確認することができないところ、前後の月における保険料控除額は同額となっていることから当該月についても同額が控除されていると認めることができる上、当該控除保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録は一致している。これらのことから、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成9年9月、同年10月及び10年10月以外の月について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者であるA氏により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A氏（B船）における資格取得日に係る記録を昭和37年5月29日に、資格喪失日に係る記録を同年10月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、船舶所有者は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年5月29日から同年10月6日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険加入記録を照会したところ、A氏所有のB船に乗船していた昭和37年5月29日から同年10月6日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。船員手帳から乗船していたことは確認できるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人が、昭和37年5月29日から同年10月6日までの期間について、B船にC職として乗船していたことが確認できる。

また、B船の船舶所有者は既に他界しているが、その子に照会したところ、B船の乗組員について、雇入れと同時に必ず船員保険に加入させていたはずであるとする旨及びB船には27人ないし28人程度の船員が乗り組んでいたとする旨の証言が得られた。

さらに、申立期間及びその前後にB船において船員保険被保険者資格を有する者9人に照会したところ、B船の乗組員数は23人ないし28人程度であったとする旨の証言が得られた。

一方、B船に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間及びその前後において、B船において船員保険被保険者資格を有している者は28人確認でき、これらのことから、申立期間当時、B船においては、すべての乗組員を船員

保険に加入させていたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B船における申立期間前後の、申立人と同様の職務に当たる者(C職)の標準報酬月額が1万8,000円となっていることから、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、船舶所有者が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者の子から、申立期間当時の資料は保存されておらず不明である旨の回答を得ているが、仮に船舶所有者から申立人の申立期間に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、船舶所有者から申立てどおりの資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年5月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、船舶所有者は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 茨城厚生年金 事案 736

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和 51 年 3 月 31 日である旨の回答を受けた。

しかし、昭和 51 年 3 月 31 日までA社B支店に勤務していたことは間違いなく、当該資格喪失日は同年 4 月 1 日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、月末で被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の同僚に照会したところ、そのうち回答の得られた一人から、同社B支店において、申立人から業務の引き継ぎを行っており、申立人が昭和 51 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたことは間違い旨の証言が得られた。

一方、公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和 49 年 11 月 1 日、離職日が 51 年 3 月 30 日である旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、申立人が被保険者資格を喪失した日の前後 3 年以内に被保険者資格を喪失した同僚 37 人の資格喪失日を調べたところ、うち 25 人が月末の 3 日前から月末にかけて喪失しており、月初で資格喪失している者は 1 人のみであった。

さらに、A社において昭和 53 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚のうち、同意が得られた二人に係る雇用保険被保険者記録について、公共職業安定所に照会したところ、両者共、離職日が同年 3 月 30 日である旨の回答が得られ、このことから判断すると、同社では、退職者について、退職月内に厚生年金保険被保険者資格を喪失させる取扱いであった事情がうかがえる。

加えて、照会した同僚から、申立人に係る厚生年金保険加入に関する具体的

な証言が得られなかった上、C社（A社の社名変更後の名称）及び同社が加入するD健康保険組合に照会したものの、申立人に係る関係資料については現存していない旨の回答であったため、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 737

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月から 35 年 2 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 34 年 2 月から 35 年 2 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 34 年 2 月から A 社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に A 社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

一方、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証では、「はじめて資格を取得した年月日」は昭和 35 年 2 月 1 日と記載されている。

また、A 社に照会したところ、当時の資料は残存しておらず、申立期間当時の事業主及びその三男である二代目社長は既に他界しているため、申立人の厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付の有無については、不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時の A 社では、申立人と同じく B 職として勤務していた者は確認できない上、申立期間当時に同社に勤務していた同僚のうち、連絡先の判明した同僚 4 人に照会したところ、全員から、当時、同社の実質的な経営者は、事業主の次男である専務であった旨の証言が得られたものの、その専務は既に他界しているため、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用について証言を得ることができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 738

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 30 日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、昭和 21 年 1 月 21 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す記録があるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 12 か月の支給待機期間を経て約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は「通算年金通則法」(昭和 36 年法律第 181 号)の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社B工場における勤続年数が 38 月であり、同社を退職後、昭和 38 年 8 月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 739

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 1 月 10 日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、昭和 43 年 3 月 29 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、昭和 40 年 4 月 29 日にB社を退職した際、失業保険の受給と脱退手当金を受給したが、A社を退職した際に、脱退手当金の受給を行った記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁(当時)の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、A社の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月半後の昭和 43 年 3 月 29 日に、当該脱退手当金の支給決定が行われているほか、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、当該脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人以外に「脱」表示がある者は一人であり、その一人についても、オンライン記録により、脱退手当金の支給記録があることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 740

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 24 日から 54 年 3 月 31 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 53 年 3 月 24 日から 54 年 3 月 31 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、申立期間中、私は、A社において経理責任者として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 2 月までの期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料として、昭和 54 年分の所得税の確定申告書(控)を提出しているものの、同申告書(控)の社会保険料控除欄に保険料額が記載されていない上、同申告書(控)を作成した同社の顧問税理士に照会したところ、申立期間当時の資料は残存していないため、54 年 1 月から同年 2 月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について回答することはできない旨の回答が得られた。

また、申立人は、上記回答の得られた顧問税理士のほかに、昭和 53 年分の所得税の確定申告書を作成したA社の顧問税理士がいるとして、その名前を挙げているものの、同者は既に他界しているため、昭和 53 年 3 月から同年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から同年 12 月までの期間について、給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる資料として、「53」の記載がある給与支払報告書(個人別明細書)を提出しているものの、同報告書は、52 年 1 月から同年 12 月までの期間に係る保険料控除額が記載されているものであり、申立期間に係るものではない。

加えて、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険原票綴に

は、事業主である申立人の夫以外の者に係る同原票が無いことから、申立期間当時、同社では、従業員全員が、厚生年金保険に加入していたわけではないものと推測される。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。